

令和 8 年度香川県立病院事業会計予算議案

(総則)

第 1 条 令和 8 年度香川県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	896 床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	213, 893 人
外 来	334, 250 人
(3) 1 日平均患者数	
入 院	586 人
外 来	1, 387 人
(4) 主な建設改良事業	
病院整備事業	7, 595 千円
医療器械整備事業	991, 772 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 病 院 事 業 収 益		31, 383, 401 千円
第 1 項 医 業 収 益		26, 217, 034 千円

第2項 医業外収益	5,032,210 千円
-----------	--------------

第3項 特別利益	134,157 千円
----------	------------

支	出
---	---

第1款 病院事業費用	33,106,346 千円
------------	---------------

第1項 医業費用	31,982,914 千円
----------	---------------

第2項 医業外費用	1,109,976 千円
-----------	--------------

第3項 特別損失	13,456 千円
----------	-----------

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,077,365千円は、損益勘定留保資金で補填するものとする。）。

収	入
---	---

第1款 資本的収入	1,990,668 千円
-----------	--------------

第1項 企業債	773,000 千円
---------	------------

第2項 出資金	798 千円
---------	--------

第3項 他会計からの長期借入金	67,572 千円
-----------------	-----------

第4項 補助金	147,875 千円
---------	------------

第5項 負担金	1,001,423 千円
---------	--------------

支	出
---	---

第1款 資本的支出	3,068,033 千円
-----------	--------------

第1項 建設改良費	999,367 千円
-----------	------------

第2項 企業債償還金	2,029,456 千円
------------	--------------

第3項 他会計からの長期借入金返還金	39,210 千円
--------------------	-----------

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央病院海外電子ジャーナル 購 入 事 業	令 和 9 年 度	千円 17,013
中央病院中央監視装置更新事業	令 和 9 年 度	239,743
中央病院カーテンリース事業	令和9年度から 令和15年度まで	52,688
丸亀病院医事業務委託事業	令和9年度から 令和11年度まで	81,782
丸亀病院清掃業務委託事業	令和9年度から 令和11年度まで	62,620
白鳥病院自動火災報知設備・ 非常放送設備更新事業	令 和 9 年 度	42,987
白鳥病院非常用発電機 制御盤更新事業	令和9年度から 令和10年度まで	39,010
白鳥病院夜間看護補助者 派遣業務委託事業	令和9年度から 令和11年度まで	112,923
白鳥病院清掃業務委託事業	令和9年度から 令和11年度まで	141,951

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
香川県立病院事業 医療施設整備費 事業費	千円 6,000	普通貸借又は証券発行 財政状況その他の事由により起債額の 全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入 することができる。	5.0%以内	償還期限は、据置期間を含め30年以内と し、その他は、融資機関の融資条件によ る。ただし、県財政その他の都合により繰 り上げ償還し、又は低利借換えすることが できる。
香川県立病院事業 医療器械整備費 事業費	767,000	同上	同上	償還期限は、据置期間を含め10年以内と し、その他は、融資機関の融資条件によ る。ただし、県財政その他の都合により繰 り上げ償還し、又は低利借換えすることが できる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又は
これら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 16,032,381 千円

(2) 交 際 費 100 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

へき地医療拠点病院運営費補助	5,920 千円
県立病院運営費補助	31,890 千円
がん診療連携拠点病院機能強化事業費補助	12,000 千円
香川県肝疾患診療連携拠点病院運営費補助	7,000 千円
新人看護職員研修事業補助	2,342 千円
香川県感染症指定医療機関運営事業費補助	12,588 千円
産科医等確保支援事業費補助	982 千円

救急患者退院コーディネーター事業費補助	4,736 千円
香川県ドクターヘリ運航事業費補助	9,500 千円
防災訓練等参加支援事業補助	645 千円
勤務環境改善医師派遣等推進事業補助	10,402 千円
救急医療機関連携体制構築事業費補助	5,000 千円
NBC災害・テロ対策設備整備事業費補助	1,238 千円
へき地医療拠点病院設備整備費補助	110,438 千円
かがわ医療情報ネットワーク院内整備事業補助	11,385 千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、9,500,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第11条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	器 械 及 び 備 品	全身用X線CT診断装置	1 式
	同 上	内視鏡ビデオスコープシステム	1 式